

## 教育委員会 平成 26 年度 5 月定例会の概要

- 日時 平成 26 年 5 月 9 日（金）  
9 時 30 分開会 10 時 27 分閉会
- 場所 鎌倉市役所 全員協議会室
- 出席委員 山田委員長、下平委員、朝比奈委員、齋藤委員、安良岡教育長
- 傍聴者 3 人

### ○本日審議を行った案件

#### 1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 課長等報告

ア 平成 26 年度市立小・中学校学級編制について

イ 平成 25 年度教育センター相談室利用状況について

ウ 行事予定（平成 26 年 5 月 9 日～平成 26 年 6 月 30 日）

- 2 議案第 7 号 鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- 3 議案第 8 号 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会  
条例の制定について
- 4 議案第 9 号 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会  
条例施行規則の制定について
- 5 議案第 10 号 鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

### 山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 5 月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を下平委員に願います。

#### 1 報告事項

- (1) 委員長報告

### 山田委員長

先月 30 日に、青少年問題協議会に出席した。青少年を取り巻く問題について協議していくのと、子ども若者育成プランを作っていくのに際し、委員の委嘱等があった。今後検討をし

て、27年までの5ヶ年計画というのを作り上げることになっている。

## 下平委員

来週、5月15日に、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会の理事会と情報交換会等に出席する予定である。

## (2) 教育長報告

### 安良岡教育長

学校の行事の中で、5月は小学校6年生が日光の方へ16日ごろから修学旅行に、そして中学校は5月の下旬から6月にかけて修学旅行やキャンプ等が予定されている。

## (3) 課長等報告

### 報告事項ア 平成26年度市立小・中学校学級編制について

#### 山田委員長

報告事項のア「平成26年度市立小・中学校学級編制について」報告をお願いします。

#### 学務課担当課長

「小・中学校児童・生徒数及び学級数【標準学級】」の表をご覧いただきたい。この表は、小学校1年生が1学級35人、小学校2年生から中学校3年生までが1学級40人を基準とした学級編制である標準学級数を記載しており、この学級数を神奈川県教育委員会に報告している。

その概要だが、小学校については、普通学級7,969人、247学級、特別支援学級85人、24学級、合計8,054人、271学級となっている。これは、前年（5月1日）と比較すると、普通学級16人の減、2学級の増、特別支援学級で7人の減、1学級の増、合計すると23人の減、3学級の増となっている。

また、中学校については、普通学級3,394人、98学級、特別支援学級が53人、15学級、合計で3,447人、113学級となっている。これは、前年（5月1日）と比較すると、普通学級で52人の増、学級数は同数である。特別支援学級5人の増、4学級の増、合計すると57人の増、4学級の増となっている。

次に、実際の学級編制の状況についてご報告する。議案集3ページ「小・中学校児童・生徒数及び学級数【実学級：少人数学級を含む】」の表をご覧いただきたい。この表では、普通学級の小学校2年生において35人以下の少人数学級編制とした5つの学級、また、2年生以外の網掛け部分になるが、3年生から6年生までの9学級及び中学校3年生の1学級について、少人数研究指定として標準学級数よりも1学級多い学級数となっている。

また、この表に記載されている実学級数については、先にご説明した標準学級に対し、小学校で14学級の増、合計すると261学級、中学校で1学級増の計99学級となっている。

なお、実学級における昨年度との比較では、小学校で1学級の増、中学校で1学級の減となっている。

(質問・意見)

#### 山田委員長

少人数研究指定、少人数学級編制は、どのような人数になっているのか、どのように研究をしているのか、簡単に教えていただきたい。

#### 学務課担当課長

2年生については、県の取組として、1年生と同様に35人学級ということで、これが5学級。それ以外の小学校の9つの学級については、学校の状況に応じてクラスを標準よりも1クラス増やして、そのための教員数を1人増やす中で、この編制にしている。

#### 安良岡教育長

玉縄小学校では、5年生が120人、本当は3学級の先生の数しか配置できないが、40人の児童は大変なので1学級増やすことで、1学級の子どもたちの人数を減らすというのが、3年生以上の目的である。

#### 下平委員

少人数研究指定となっているが、減らしたことによって、どのような成果があったか、何か研究が明確になっていて、報告等があるということか。

#### 学務課担当課長

玉縄小学校を例にすると、標準で3クラスの場合では40人1クラスになるが、この研究を使うと4クラスになり、30名となる。10人子どもたちが少ないクラスになると、よりきめ細かい指導ができ、一人ひとりの個に応じた課題を把握してその解決を図っていくことで学習効果もあがり、児童指導においても一人ひとり細かく子どもたちを見ることもでき、また家庭との連携もスムーズに取れるようになるという成果・効果がある。

#### 安良岡教育長

教育委員会が、国・県にお願いしているのは、2年生までが35人でできるような制度になっているが、2年生から3年生になった時に先生が配置されないので、例えば西鎌倉小学校は117名2年生がいるが4学級で、120を超えないと3年生からは4学級にはならない。そうすると3学級になってしまうので、保護者からは、また続けて4学級でやってほしいという要望も多い。国には2年生までではなく35人学級が広がるよう要望としているが、市でも、非常勤の先生をお願いしながら配置しているという状況がある。

## 山田委員長

一方で、稲村などは38人しかいないのが、35人を超えているということで2学級になっていたり、数でバツサリと切るとバランスの悪い学校も出てきてしまうのかもしれない。

## 齋藤委員

人数で完璧に切ってしまうという、仕方がないことではあるが、高学年に向けてなお少数35人とか、ある程度臨機応変にできる部分のゆとりがもてるような時代がほしいと思う。いじめなども予防できるのではないかと考える。ぜひ、その考え方を進めていただければありがたい。

## 山田委員長

全国的に少子化が進んでいくと思うが、今後の予測として鎌倉市の児童というのは大きく減っていく方向なのか、同じような感じで推移していくのか、見通しはいかがか。

## 学務課担当課長

昨年の8月に出した推計によると、小学校では今後少しずつ減少傾向が続く。中学校については、平成28年までは少しずつ増加、それをピークとして、その後減少に転じるという推計が出ている。

(報告事項アは了承された)

## 報告事項イ 平成25年度教育センター相談室利用状況について

### 山田委員長

次に、報告事項のイ「平成25年度教育センター相談室利用状況について」報告をお願いする。

### 教育センター所長

議案集5ページの「平成25年度教育センター相談室利用状況」の資料をご覧いただきたい。まず表1は、左側が平成25年度の相談人数、右側が平成25年度相談件数をまとめたものである。これらの表から円グラフにしたものがグラフ1、グラフ2になる。グラフ1は「内容別」に、グラフ2は「学齢等別」に円グラフにしたものである。

表1をご覧いただきたい。合計欄、表の右下二重線で囲まれている数字だが、平成25年度の相談人数は288人、相談件数は2,685件であった。その内訳、相談内容については、「不登校等（不登校+登校しぶり）」が一番多くなっていて、相談人数については92人、相談件数の表では1,416件となっている。これを今度学齢別の内訳で見ると、相談人数については小学生が147人、中学生が95人になっている。小学生が中学生の約1.5倍程度ある。それに対して相談件数の表を見ると、小学生の相談件数が1,234件、中学生の相談件数が1,201件と、ほぼ

同数になっている。これはどういうことかということ、中学生の相談では、内容的には小学生と比べると不登校の相談が多く、不登校等の相談だと継続的な相談になるということで、人数では小学生が1.5倍だが、件数ではほぼ同数になっているという現状がある。

続いて、1枚めくって6ページ表2をご覧ください。表2の左側は、内容別相談人数の年度別の状況を表し、右側は内容別相談件数の年度別の状況を表したものである。その下のグラフ3については、それらの数を棒グラフで表し、合計数については折れ線グラフで表したものである。

それでは、表2について説明させていただく。内容別相談人数の経年変化を見ると、ここ3年間は大抵290件前後で推移しているが、それに対し相談件数を見ると、平成24年度の2,096件からは平成25年度では2685件と3割近く増えている。相談内容については、「不登校等」の相談人数及び相談件数が毎年最も多くなっているが、相談人数について見ると90人程度で推移している。相談件数を見ると、平成24年度から平成25年度にかけて1,044件から1,416件と、約4割程度増加した。これは、やはり不登校等の相談において継続的な相談支援が行われているケースが増えている状況にある。

続いて、内容別のいじめについて見ると、昨年度いじめ相談ダイヤルを設置したこともあり、相談人数については平成24年度の20人から平成25年度の39人と増加し、相談件数も平成24年度61件から151件と増加した。これらのケースについては、教育センターとしては、教育相談員やスクールソーシャルワーカー、指導主事などを派遣し、教育指導課とともに連携して支援に取り組んできた。

続いて、下の表3になる。表3は学齢別の相談人数と相談件数を年度別状況の変化でまとめたもので、それをグラフにしたものがグラフ4で、折れ線グラフで表したものである。学齢別相談件数について見ると、相談人数ではそれ程大きな変化はないが、特徴的なのが相談件数の方の平成24年度から25年度にかけて、小学校中学校とも約3割程度、数字でいうと小学校が957件から1,243件、中学校が921件から1,201件と増加している。これについても、やはり個々のケースで継続的な支援するケースが増えているということである。

今後も、教育センター相談室では、相談者や学校のニーズに応じた支援ができるよう、相談室事業の更なる充実に努めていきたいと思う。

(質問・意見)

## 下平委員

相談件数が増えるのは今後も予測できることで、相談ダイヤルや窓口が増え、気楽に相談できるところがあるというのは、とても大事なことだと思う。心理学の分野でも今問題になっているのが、極めて依存性が高く、継続が何回も何回も繰り返されるけれども、結局問題解決に至れないようなケースが増えていて、それが今後の課題かと思う。

大事なのは、それができるだけ早く解決に向かっていくかというのが重要な問題であると思うが、現状、様子がどうか、相談のあった結果がどうなっているか、どんな傾向かを伺えるか。

## 教育相談センター所長

相談内容についての解決と最後の状態についてであるが、今年度288件のうち、解決と見ているのが約9%、好転の終了と見ているのが3%、継続の支援中なのが約30%、単発とか匿名とかいったものもあるので、その相談で終了というのが約60%ということになっている。それぞれのケースについてどういう支援をするかというのは、相談員だけでなく、毎月ケース会議を開き、またスーパーバイザーと精神科の先生にも来ていただいて、短期、長期の支援についての組み立てをしている。支援の方法については、相談室だけでなく関連機関と連携することになっているので、スクールソーシャルワーカーに入っただいて支援の組み立て等をしている。最終的には相談者からのニーズもあるので、継続の難しさがあるというのは認識している。

## 下平委員

60%というのが、結構重要である。不登校だと密室化していったり、いじめだと陰湿化していったりということになると問題であるから、一回で来なくなってしまわずに、継続した相談に繋いでいくことは、今後非常に重要なポイントであると思う。

## 教育センター所長

終了の6割の内訳は、匿名の割合が6割のうちの3割、他機関への移行となったのが5%、1回の相談だが学校との連携により何とか対応できているのが4%、学齢期、だいたい高校生くらいまでが相談の対象となっているが、その後就労関係へ移行するケースが2%という形で、その内訳はいろいろあるが、次はどこか機関に繋ぐかなど、精神科やスーパーバイザーからのアドバイスを受けて対応している。

## 朝比奈委員

様々な対策が講じられているということで、例えばこういう数字だけ見て、前年度に対して多くなっているからといって悲観した話ではなく、こういう窓口があるということが広く伝われば相談の件数は増えるであろうし、頼って来てくれた人がどれだけいるのかということである。ただ、その後の解決がどんな風に結び付くのかというのは、数値化しにくいのかなという気もする。

## 山田委員長

今報告のあったその後がどうなるのかというのが非常に心配であるが、その先に受け渡しているというのは、とてもありがたいことである。その先、どこまで見届けられるか、特に問題を抱えている方だと困難が想定されるので、どこまで先々まで支援できるのかということとは、他機関との連携で非常に大事になってくると思う。

(報告事項イは了承された)

## 報告事項ウ 行事予定（平成26年5月9日～平成26年6月30日）

### 山田委員長

次に、報告事項のウ「行事予定」について、特に伝えたい行事はあるか。

### 教育部次長兼教育総務課担当課長

吉屋信子記念館の一般公開、鎌倉市中学校連盟文化祭総合開会式、鎌倉市中学校総合体育大会総合開会式など、記載のと通りの行事を予定している。

（質問・意見）

### 山田委員長

情報セミナーiPad体験教室というのは、これは対象者が初心者ということだが、特に年齢等とは関係なく、出席できるようなものなのか。こういった情報、IT能力というのは、これから全世代で延ばしていかないといけないスキルであると思うのだが。

### 教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

対象は、一般の市民の方、つまり大人の方である。

（行事予定報告はそれぞれ了承された）

## 2 議案第7号 鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

### 山田委員長

日程の2 議案第7号「鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」議案の説明をお願いします。

### 教育部次長兼教育総務課担当課長

社会教育委員は、社会教育法及び鎌倉市社会教育委員条例に基づき、10名で設置されている。委員については、「学校教育の関係者」「社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」及び「学識経験のある者」の中から選出している。

この度、「学校教育の関係者」において、推薦母体である鎌倉市立小学校校長会から、選出委員の変更について申し出があった。このため、現委員の越川雅之さんを解嘱し、新たに石井幸夫さんを委嘱しようとするものである。

なお、任期は、平成26年5月9日から平成26年10月31日まで、前委員の残任期間である。

（質問・意見）

なし。

(採決の結果、議案第7号は原案どおり可決された)

### 3 議案第8号 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会 条例の制定について

#### 山田委員長

日程の3 議案第8号「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の制定について」議案の説明をお願いする。

#### 教育指導課長

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、本市でも鎌倉市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「鎌倉市いじめ防止基本方針」を平成26年4月に策定した。

この方針に基づき、いじめ防止等に向けて、学校、地域関係機関、団体等が連携した取り組みを円滑に進めることが出来るよう「鎌倉市いじめ対策連絡協議会」を、また、いじめによる重大事態が発生した場合、調査を行うための「鎌倉市いじめに関する調査委員会」を条例により設置するため、「鎌倉市いじめ対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例」制定を市長へ申し出ようとするものである。

内容の説明をする。15ページをご覧いただきたい。

第1条では、趣旨及び設置について規定している。いじめ防止対策推進法第14条第1項及び第3項の規定に基づき、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとしている。

第2条から第5条は「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会」について規定している。まず、第2条では、連絡協議会の所掌事務として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携推進に関する必要な事項を協議するとともに、連絡調整を図るものと規定している。第3条、第4条、第5条については、連絡協議会の委員の人数、任期、秘密保持義務について規定している。

続いて、第6条から第8条は「鎌倉市いじめに関する調査委員会」について規定するものである。第6条では、調査委員会の所掌事務として、調査委員会は教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議すると規定している。第7条では、調査委員会の委員の人数を規定し、第8条では調査委員の任期、秘密保持義務を「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会」のものを準用するとしている。

第9条では、委任として連絡協議会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定めることを規定している。なお、この条例の施行に伴い、所定の手続きを経て「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例施行規則」の



制定を行う予定である。

この条例は、公布の日から施行するものとする。

(質問・意見)

#### 下平委員

連絡協議会と調査委員会を法律に基づきつくるということだが、調査委員会に関しては、何か問題が起こったときに実際には動く、招集されるということであって、予め組織は教育委員会で委嘱するが、常にこれが動いているわけではないのか。

#### 教育指導課長

調査委員会については、あくまでも重大事態が発生した場合について発足する。ただ、その時点でどういったメンバーにしようかということになるとすぐの対応ができないため、委嘱は行っておくという流れになる。

(採決の結果、議案第8号は原案どおり可決された)

### 4 議案第9号 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例施行規則の制定について

#### 山田委員長

日程4 議案第9号「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例施行規則の制定について」議案の説明をお願いします。

#### 教育指導課長

「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例」の制定に伴い、連絡協議会、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例施行規則」を制定しようとするものである。

制定する規則の内容は、議案集18ページ19ページをご覧ください。

まず、第1条で規則制定の趣旨及び設置を、第2条から第5条では「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会」の会長、会議、関係者の出席等、公開に関する規定をしている。

また、第6条から第9条では「鎌倉市いじめに関する調査委員会」を規定している。第6条、第7条は委員長、会議について規定をしており、また、第8条では調査委員会の会議は原則として非公開とすること、第9条で調査委員会は必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができることを規定している。

第10条では庶務について、第11条で連絡協議会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長が委員会に諮って定めることとしている。

なお、この規則は、公布の日から施行するものとする。

(質問・意見)

#### 下平委員

実際の施行はいつ頃になるか。

#### 教育指導課長

条例は、この後6月の定例議会に上程し、議決後に制定ということになるので、6月の下旬、7月の月上旬から施行ということになる。

#### 下平委員

議会で何か問題になるというか、時間がかかるという想定はないのか。

#### 教育指導課長

教育委員会でまずは審議していただき、この後もいくつかの手続きを経て進めていかなければならないので、それに従って、十分に説明をしていきたいと思っている。

#### 山田委員長

この間、施行までの間に何か起きた場合は、従来どおりの体制で対応するということか。

#### 教育指導課長

新たな体制に準じた形で進めるようになると思うが、あくまでも、その手続き上の整備ということになる。

(採決の結果、議案第9号は原案どおり可決された)

### 5 議案第10号 鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

#### 山田委員長

日程5 議案第10号「鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について」議案の説明をお願いする。

#### 文化財課担当課長

鎌倉市文化財専門委員会委員については、鎌倉市文化財保護条例第6条の規定により、定数10名、任期2年と定められ、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっている。現委員の任期は、平成26年5月31日をもって満了となる。

この度、新しく委嘱を予定している委員の方々は、別紙委嘱予定者名簿のとおり松島義章

氏ほか9名となっている。

任期は、平成26年6月1日から平成28年5月31日までの2年間となる。

(質問・意見)

**山田委員長**

この専門委員会の役割は、どのようなことなのか。

**文化財課担当課長**

主に、市の指定の文化財の候補の選定や審査である。

**下平委員**

委員会は、必要に応じて招集されるのか、それとも定期的に話し合いが行われているのか。

**文化財課担当課長**

定期的に年4回、開催している。

**山田委員長**

文化財の選定ということであったが、活用等については審議しないのか。

**文化財課担当課長**

指定文化財の活用について意見をいただくことはある。

(採決の結果、議案第10号は原案どおり可決された)

**山田委員長**

以上で5月定例会を閉会とする。